

岩手県告示第 300 号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 33 条の規定に基づき、次の法人を同法第 34 条に規定する業務を行う者として指定した。

平成 20 年 4 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也

法人の名称	住 所	事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人修倫会	久慈市長内町第 18 地割 14 番地 3	久慈市中央四丁目 34 番	平成 20 年 3 月 31 日
社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	盛岡市高松三丁目 7 番 33 号	北上市新穀町一丁目 4 番 1 号	平成 20 年 3 月 31 日